

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年3月17日認可した。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）岩鍋池地区
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）樋盪地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山ノ浦地区
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）札幌地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮の下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）萩原幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下出水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）阿弥陀池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）白坂下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）植松地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）豆塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）八兵地区